資料 11

大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議について

1　背景

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などが複雑化・多様化・複合化しており、コロナ禍により顕在化し、さらに「孤独・孤立対策」といった視点も含めた女性支援の強化が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、売春防止法から脱却し、困難な問題を抱える女性への支援を実効的に行うための新たな支援の枠組みを構築するため、令和６年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。目的・基本理念には、女性の福祉の実現、人権の尊重や擁護、男女平等といった考え方を明確に位置付けている。

2　会議の目的

新法に基づき、困難を抱える女性への支援について関係機関が支援内容を協議し、連携・協働した支援体制を整える。

3　会議体の構造

	内容	開催
代表者会議	・支援内容に関する検証及び評価 ・支援体制の整備 ・関係機関との調整	年１回以上
実務者会議	・支援内容に関する事例報告及び検討 ・支援に関する課題についての意見交換 ・支援についての情報交換	月１回
個別支援会議	・個別事例に関する支援方針の検討	都度

4　会議体の構成員

総務部（人権・男女平等推進課)、福祉部（生活福祉課）を中心とし、必要に応じて関係機関の参加を見込む。

5　期待される効果

（１）支援に関する課題を把握し、部局を超えた改善策の検討の場を創出。

（２）関係機関の役割と進め方を整理、共通化し、判断や対応のばらつきを抑え、より適切な支援につなげる。